

議案第 号

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例

宝塚市立特別支援学校条例（昭和48年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宝塚市立養護学校（以下「養護学校」）」を「宝塚市立たからづか支援学校（以下「支援学校」）」に改める。

第2条及び第3条中「養護学校」を「支援学校」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立特別支援学校条例(昭和48年条例第10号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 宝塚市に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学校として<u>宝塚市立養護学校</u>(以下「<u>養護学校</u> _____」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>養護学校</u>の位置は、宝塚市安倉中6丁目1番3号とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>養護学校</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 宝塚市に、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学校として<u>宝塚市立たからづか支援学校</u>(以下「<u>支援学校</u>」という。)を設置する。</p> <p>(位置)</p> <p>第2条 <u>支援学校</u>の位置は、宝塚市安倉中6丁目1番3号とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第3条 この条例に定めるもののほか、<u>支援学校</u>の管理及び運営に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。</p>

宝塚市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について

1 養護学校、特別支援学校について

平成19年4月1日施行の学校教育法等の一部を改正する法律により、特別支援学校制度が創設され、盲学校、聾学校及び養護学校は特別支援学校とされました。

法改正にあわせて学校の名称が見直されましたが、保護者、地域からの意見で名称変更されていない学校も全国的にいまだにある状況です。

本市養護学校も同様の状況です。

2 阪神間各市の状況

近隣市の状況としては、

- (1) 尼崎市立養護学校が西宮市田近野町から尼崎市東難波町への移転にあわせ、あまよう特別支援学校に名称変更（平成31年）
- (2) 西宮市立西宮養護学校が建替工事にあわせて西宮市立西宮支援学校に名称変更（令和3年）

と、少しずつ名称変更が進んでいる状況です。

3 宝塚市立養護学校における検討の開始（第1回学校運営協議会）

令和6年(2024年)5月22日開催の令和6年度(2024年度)第1回学校運営協議会において、校名について議論していくこと、また、実行委員会を立ち上げることが決定されました。

また、同月29日開催の学校改名実行委員会が開催されています。

4 校名変更に係る第1次アンケートの実施

令和6年6月12日及び26日付けで在籍児童生徒及びその保護者、卒業生及びその保護者並びに教職員向けに校名変更に係る第1次アンケートを実施しています。

第1次アンケート集計結果（第2回学校運営協議会議事録添付資料のとおり）では、校名について、概ね、①市内全域を示す校名（宝塚市立宝塚支援学校など）、②市花を示す校名（宝塚市立すみれ支援学校）、③その他、の3項目に分類されました。

また、「校名における思い・願い」の中で、関東の方から学校名に養護の名称を使用していることに驚かれた、との記載もあるなど、名称変更については前向きな意見で占められました。

5 第2回学校運営協議会における検討

上記4の第1次アンケート結果を踏まえ、第2回学校運営協議会において校名について熟議されています。

上記4の校名候補のうち、法制度上は特別支援学校であるが、児童生徒の障害の程度に応じて支援を行っているものであって、「特別な」支援を行っているものではない、

ということで、「特別」の文言は外す方向で検討されています。

また、②市花を示す校名（宝塚市立すみれ支援学校）については、宝塚市立子ども発達支援センターのすみれ園と混同してしまう恐れがあるため、候補から外すこととされています。

以上を踏まえ、「宝塚市立宝塚支援学校」と「宝塚市立たからづか支援学校」の2校名で第2次アンケートを実施することとされました。

5 第2次アンケートの結果及び校名案の決定

第2次アンケートを実施し、45人の方から回答がありました。

アンケート結果は別添のとおりです。

アンケート結果を踏まえ、学校運営協議会として、以下のとおり校名案を決定しました。

校名案 宝塚市立たからづか支援学校

理由 だれにでも 分かりやすく 親しみやすいため

6 教育委員からの指摘事項（受入対象児童生徒について）

現在、宝塚市立養護学校は、身体障害のある児童生徒を受け入れることとしています（宝塚市立特別支援学校条例（昭和48年条例第10号）第3条、宝塚市立特別支援学校規則（平成4年教育委員会規則第8号）第2条参照）。

今回の名称変更にあたり、受入れ対象児童生徒を変更するかどうか、については、肢体不自由を主とした学齢児童及び学齢生徒等については各市町設置の特別支援学校、それ以外の学齢児童及び学齢生徒等については兵庫県設置の特別支援学校で受け入れることとしているため、取扱いの変更は行いません。

7 校名変更に伴う予算措置について

校名を変更した場合に必要な校名表示（学校正門、校旗、校章旗等）の変更に係る予算措置が必要となります。

12月補正予算で関連予算を計上しています。

8 参考資料

(1) 令和6年度（2024年度）第1回学校運営協議会議事録

(2) 学校改名実行委員会議事録

(3) 令和6年度（2024年度）第2回学校運営協議会議事録

(4) 『宝塚市立養護学校 校名変更における最終決定』（令和6年9月17日付学校運営協議会 校名変更実行委員会）